

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第13号

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年亀山市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第23条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。